

奈良県告示第百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、興留土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年七月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西谷 喜代嗣	生駒郡斑鳩町興留東一―七―二
〃	中川 隆稔	〃 一―六―三一
〃	福田 佳夫	興留二―四―二五
〃	福井 正之	〃 一―六―一三
〃	秦 正	〃 二―四―一五
監事	山田 晏弘	〃 三―三―三一
〃	山口 勝弘	興留東一―一〇―九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	西谷 喜代嗣	生駒郡斑鳩町興留東一―七―二
〃	中川 隆稔	〃 一―六―三一
〃	福井 建明	興留一―五―二五
〃	福井 正次	〃 一―六―二四
〃	高田 幸伸	興留東一―八―一二
〃	秦 正	興留二―四―一五
監事	山口 勝弘	興留東一―一〇―九
〃	一谷 晴久	〃 一―五―三一
〃	宮崎 和彦	興留二―三―二三